

平成23年11月18日

教職員各位

国立大学法人茨城大学グリーン化推進委員会  
委員長 理事・学長補佐 山本恵一

冬期の暖房運転について（お知らせ）

日頃より学内の経費節減及びCO2削減にご協力いただき、ありがとうございます。  
標記の件について、下記のとおりお知らせしますので、ご協力方よろしく申し上げます。

記

（1） 暖房運転期間及び設定温度について

本年4月に決定した「冷暖房の適正使用について」において、暖房運転期間は12月1日から3月31日、設定温度は19℃とされています。

また、この期間以外でも「平年と比べて異常な温度が予想される日」は、暖房機器を作動できるよう事前に通知することとされており、この取扱いについては、水戸気象台の観測データ（当日AM6時の気温）にて10℃以下である日とし、朝方や夕方の冷え込む時間帯等において暖房運転ができることとします。

（2） 今冬の電力需給対策について

本年11月1日付け文部科学大臣政務官通知「今冬の電力需給対策について」により、各機関に対し電力需要の抑制対策に取り組んでいただきたい旨の要請がありました。

その内容は、「国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲で、平成23年12月1日（木）から平成24年3月30日（金）の平日9時から21時における使用最大電力の抑制（具体的には、照明・空調機器等の節電など）に取り組む。」とされており、夏期の節電対策と比較すると、数値目標がなく、更に罰則が課せられることはありません。

このことから、本学においては、本年9月に役員会において決定した「9月23日以降の節電対策について【別紙】」に基づき節電を行ってまいりたいと存じますので、ご協力方よろしく申し上げます。

（3） 巡視による暖房運転状況の点検について

従来より、設定温度及び不在時の暖房運転停止を徹底するため、巡視による点検を行ってきたところでありますが、今冬も実施しますので、ご協力方よろしく申し上げます。

【別紙】

9月23日以降の節電対策

○ 具体的計画

下記のとおり照明等について節電対策を行う。なお、空調・エレベータについては夏期の節電対策以前の運用に戻す（空調は教育研究評議会承認「冷暖房の適正使用について」により実施）ものとする。

(ア) 照明

① 建物内蛍光管をキャンパス全体で35%削減を目標に間引きするものとし、以下のとおり行う。

- ・ 講義室、実験室、会議室等の部屋は、基準照度の確保を条件に蛍光管を間引きする。  
(夏期の節電対策を継続)
- ・ 研究室、事務室は、基準照度の確保を条件に35%程度蛍光管を間引きする。(夏期の節電対策では65%以上としていたが、緩和する。)
- ・ 廊下、ホール等は安全上支障がない程度に蛍光管を間引きする。(夏期の節電対策を継続)

② 外灯は必要最小限の点灯とする。(夏期の節電対策を継続)

(イ) PC・事務機器外

- ・ 自販機の削減又は稼働時間制限
- ・ 1室に複写機、プリンタが複数台ある時は1台に集約
- ・ 私物の電気製品の撤去
- ・ OA機器及び電気製品の共用化推進
- ・ 温水洗浄便座の一部停止
- ・ 自動ドアの一部停止

(以上は夏期の節電対策を継続。ただし、温水洗浄便座の一部停止及び自動ドアの一部停止は10月末までの継続)